

遊佐町告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、第535回遊佐町議会臨時会を令和2年3月25日遊佐町役場に招集する。

令和2年3月18日

遊佐町長 時田 博機

## 第535回遊佐町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和2年3月25日（水曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※事件案件の審議及び採決

日程第 3 議第33号 附帯控訴の提起について

※発議案件の審議及び採決

日程第 4 発議第3号 議員派遣について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 11名

不応招議員 1名

出席議員 11名

|    |   |   |   |   |   |    |    |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 本 | 間 | 知 | 広 | 君 | 2番 | 那  | 須 | 正 | 幸 | 君 |   |
| 3番 | 佐 | 藤 | 俊 | 太 | 郎 | 君  | 4番 | 佐 | 藤 | 光 | 保 | 君 |

|     |    |     |     |    |      |
|-----|----|-----|-----|----|------|
| 5番  | 齋藤 | 武君  | 7番  | 菅原 | 和幸君  |
| 8番  | 赤塚 | 英一君 | 9番  | 阿部 | 満吉君  |
| 10番 | 高橋 | 冠治君 | 11番 | 斎藤 | 弥志夫君 |
| 12番 | 土門 | 治明君 |     |    |      |

欠席議員 1名

6番 松永裕美君

☆

#### 説明のため出席した者職氏名

|                        |                |        |       |
|------------------------|----------------|--------|-------|
| 町長                     | 時田博機君          | 副町長    | 本宮茂樹君 |
| 総務課長                   | 堀修君            | 企画課長   | 高橋務君  |
| 産業課長                   | 佐藤啓之君          | 地域生活課長 | 畠中良一君 |
| 健康福祉課長                 | 中川三彦君          | 町民課長   | 高橋晃弘君 |
| 会計管理者<br>教育委員会<br>教育課長 | 佐藤光弥君<br>高橋善之君 | 教育長    | 那須栄一君 |

☆

#### 出席した事務局職員

局長 佐藤廉造 議事係長 東海林 エリ 書記 瀧口 めぐみ

☆

#### 本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第535回遊佐町議会臨時会を開会いたします。  
（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、6番、松永裕美議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、阿部満吉議員、10番、高橋冠治議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より、協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第535回遊佐町議会臨時会の運営について、本日午前9時15分から議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定いたしましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日3月25日限りといたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に事件案件1件を上程し、事件案件1件の審議及び採決、発議案件1件の審議及び採決を行い、第535回臨時会を閉会したいと思います。議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議第33号 附帯控訴の提起についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第33号 附帯控訴の提起について。本案につきましては、山形地方裁判所平成29年（行ウ）第3号行政処分取消等請求事件について、令和元年12月3日に言い渡された判決に対して一部不服があるので、仙台高等裁判所へ附帯控訴を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、提案するものがあります。

以上であります。

議長（土門治明君） 直ちに質疑に入ります。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、なしという応答もありましたが、ちょっと2点ほど質問させていただ

きます。

この案件につきましては、3月19日の全員協議会で所管の課長から議会のほうに説明ありまして、それで今この議場で議案書として配付になったところでございますので、若干重複する場合もあるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

この議第33号については、川越工業株式会社の代表取締役の川越恵次氏が本議案の提案者であります遊佐町長を被告として平成29年の2月20日付で山形地方裁判所に訴状を提出した行政処分取消等請求事件、今町長から理由があったところでございます。その内容はこれまで幾度となく議会のほうに説明あったわけですが、その訴状にあります主位的請求は、被告が平成28年11月8日付で原告に対してなした遊佐町の健全な水循環を保全するための条例に定める規制対象事業に該当するとして認定の処分を取り消す内容が1点目です。2つ目が、訴訟費用は被告の負担とすると。それで、予備的請求は、被告人は原告に対して、議案にもありますとおり、2億727万3,138円及びこれに対する訴状送達の日から支払いまでの年5分の割合による金員を支払えと。あと2つ目が、訴訟費用は被告の負担とする。3つ目が、仮執行宣言申立てとの判決を求める内容でありました。

それで、昨年の12月3日の山形地方裁判所の判決の主文は、原告の主位的請求並びに予備的請求は棄却をし、被告から原告への金員の支払いと訴訟費用の負担割合を示す内容でありました。それに対して昨年の12月12日に川越工業株式会社代表取締役の川越恵次氏が仙台高等裁判所に提起した状況にあります。その内容については、第一審の請求に対する原判決の変更を求める内容であると理解をしております。

それで、質問に移りますが、第一審の判決は本町の主張がほぼ認められた内容であると、そういうふうな判決の内容を見て理解をしましたが、予備的請求について一部認められていないという部分もあると考えます。それで、今後仙台高等裁判所の審理が継続になるわけですが、やはり本町としても万全の体制で対応すべきであるのかなと思います。それで、今提案がありました附帯控訴は、被控訴人が原判決に対して唯一不服を主張できるものであると、そのように理解をしておりますが、本議案、今日配付になりました議案の3番目に附帯控訴の要旨が載っておりますが、それらを提訴するための提案であるということで理解をしてよろしいのか伺います。

議 長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

控訴人につきましては、控訴理由書を令和2年2月1日付で仙台高等裁判所に提出をし、その後町に送達をされたものであります。その理由書の内容を十分に検討した上での対応ということで考えております。そのため、その内容として、議案の3に記載のとおり、附帯被控訴人の予備的請求の棄却と控訴費用を附帯被控訴人の負担とすることを町が二審において主体的に主張をすると、そういったことのために附帯控訴をするというふうなことでございます。

議 長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7 番（菅原和幸君） はい、分かりました。

それで、この議案書の5のほうに、本件に関する取扱いは、「本件の訴訟は、弁護士に委任する」という文章がございます。それで、被告であった第一審の本町の訴訟代理人は、伊原茂弁護士、仲野純一弁護士、新井野裕司弁護士でありました。それで、この控訴第二審に関する費用につきましては、さきの534回

の議会で補正を議決をしております。それで、第二審は第一審が継続する形で審理が進められることになると考えます。その中で、第534回の議会の一般質問で、5番議員が自然科学に精通している代理人も選任すべきではないかとの趣旨の質問をされておりました。民事訴訟では、争点について準備書面を提出し合い、それについて裁判所が判断されるものと理解をしております。第一審につきましてはこの3名の弁護士の力量が発揮され、町の主張が一定程度認められた判決であったのかなど、そのように考えます。

それで、一方で実は平成23年度に町が総合地球環境学研究所に委託研究として鳥海山麓における湧水の地下水脈の考察をした中身がございまして、その報告書の中で、中野孝教氏はまとめの中で、採石が進み、地下水の出水が多くなれば、その上流域だけではなく、下流の湧水にも大きな影響が及ぶと、そのような可能性を指摘するというような文章も述べられております。私なりには今の3名の弁護士が一審で一定の力量を発揮されたということもありますので、新たに自然科学に精通する代理人を現段階で選任する必要はないとは考えます。それで、議案の第5項にあります弁護士に委任するとなりますが、先ほど町長の提案理由の中で96条第1項の12号の規定により提起をするという説明がありましたが、附帯控訴についてもこの3名の弁護士で進められるのか質問をして私の質問は終わります。

議 長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

3人の弁護士のうち、伊原弁護士からは体調を理由に一審判決をもって退任の申出があったところであり、町としてはそれを了承したところであります。そのため、仙台高等裁判所における二審につきましては、新井野弁護士と仲野弁護士のお二人の体制でまずはスタートをするというふうなことで考えているところでございます。

議 長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第33号 附帯控訴の提起についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議案件の審議、採決を行います。

日程第4、発議第3号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局 長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議 長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に委任することと決定いたしました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第535回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年3月25日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 阿 部 満 吉

遊佐町議会議員 高 橋 冠 治